

# 奨学金と機関保証制度

## 独立行政法人日本学生支援機構返還部

### 一 機構の奨学金に係る保証制度

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金を受けけるには、人的保証制度か機関保証制度のどちらかを選択（第二種奨学金（海外）は除く。）する必要があります。人的保証制度とは、奨学金の申込み時に連帯保証人を、貸与終了時には連帯保証人及び保証人を選任するものです。

機関保証制度とは、連帯保証人及び保証人を選任する代わりに、日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に一定の保証料を支払うことにより、協会が貸与期間中及び返還期間中をとおして連帯保証するものです。機関保証

制度は、平成一六年度に採用された奨学生から導入されました。

### 二 機関保証制度の概要

#### (一) 目的

機関保証制度の目的は、奨学生が連帯保証人や保証人を選任することができなくても、機関保証に加入することにより奨学金の申し込みが可能となり、意欲と能力のある学生が、経済的に自立し、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるもので、一八歳自立型社会を目指すものです。

### (二) 機関保証制度の仕組み

機関保証制度の仕組みは、概略、次のようになります（図参照）。

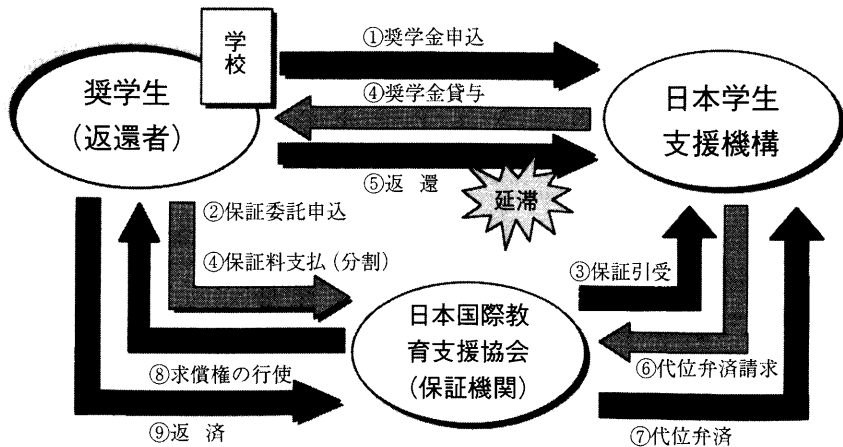
- ①奨学金を希望する学生が学校を通じて機構に奨学金の貸与申し込みを行います。
- ②その際、協会に「保証依頼書」を提出し、保証委託を申し込みます。
- ③協会が債務を保証（保証引受）し、機構が、奨学生の採用を決定します。
- ④機構が、奨学金の貸与を実行します。貸与月額から所定の保証料月額を差し引き、奨学生に代わって協会に支払います。
- ⑤奨学生は、貸与終了後、返還誓約書を提出し、機構に返還を開始します。
- ⑥返還者が、奨学金の返還を滞った場合は、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行（代位弁済）請求を行います。
- ⑦協会は、返還者に代わって機構に代位弁済を実行します。
- ⑧代位弁済の実行により、協会が機構の債権を取得し、代位弁済額の返済請求を行います（求償権の行使）。
- ⑨返還者は、協会に返済します。

### (三) 低廉な保証料

保証料は、奨学金の種類、貸与される奨学金総額（保証金額）及び返還期間（保証期間）によって異なり、機関保証加入者は、貸与期間中に毎月分割して保証料を協会に支

図 機関保証制度の仕組み

機関保証制度は、機構から奨学金の貸与を受けるとき、奨学生の債務に対し、協会が連帯保証するものです。奨学金の貸与を円滑・容易にする便利な制度です。



払います。

協会の保証料年率は、〇・六九三%を基準としており、国民生活金融公庫や信用金庫等の保証機関に比べ低率となつています。

#### (四) 代位弁済と求償権

貸与された奨学金は、返還しなければなりません。協会の保証を受けていても、返還義務は変わりません。協会の保証を受ける返還者が、一定期間を経過しても割賦金の返還を延滞しているときは、返還未済額について期限の利益を喪失し、機構が協会に代位弁済請求を行います。協会は、機構が代位弁済請求する返還未済額（利息及び延滞金を含む。以下同じ。）の全額を返還者に代わって支払います。代位弁済の履行により、協会は求償権を取得し、求償権に基づき、返還者に代位弁済額の返済請求をします（求償権の行使）。返還者は、協会に対し原則、返還未済額の全額を一括で返済します。ただし、特別な事情がある場合には、返還者の実情に応じて分割で返済することができます。

#### (五) 返済免除及び猶予

機関保証制度には、求償債権に対する返済免除・猶予制

度があります。この免除・猶予制度は、機構の返還免除や返還期限猶予と同様な制度となっております。免除・猶予に該当する場合は、協会に願ひ出ることにより、求償権の返済が免除又は猶予されることとなります。

#### (六) 保証料の返戻

次のような時には、協会に納めた保証料の一部が戻ることがあります。①返還者の死亡又は心身障害により、機構が返還残額の全額免除を決定したとき、又は返還残額の一部が免除された場合は、その返還が完了したとき、②大学の特に優れた業績による返還免除の認定を受けた者で、全額免除されたとき、又は一部免除された場合は、その返還残額の返還が完了したとき、③奨学金の繰上返還により返還が完了したとき。

#### 三 機関保証制度利用の特徴

機関保証制度を利用した場合の特徴として、次の点が考えられます。

#### (一) 連帯保証人・保証人の選任の不要

機関保証に加入した奨学生は、第二種奨学金（海外）を除いて、連帯保証人及び保証人を選任する必要がありません。このため、連帯保証人や保証人の「印鑑証明書」が不要であるとともに、「返還誓約書」提出時の連帯保証人の「収入に関する証明書」が不要となります。

#### (二) 人的保証から機関保証への変更

平成一六年度以降の採用者で、人的保証制度により奨学金を受けている奨学生又は返還者が、連帯保証人や保証人が死亡したとき、又は「返還誓約書」を提出する時に連帯保証人・保証人を選任し難い場合は、人的保証から機関保証に変更することができます。

その変更手続きとしては、「保証の変更依頼書（兼保証委託契約書）」を提出し、協会の定めた保証料を一括で支払うこととなります。これにより、奨学金の貸与又は返還の契約を継続することができます。

返還中における保証の変更は、①延滞中でないこと、②本人が破産及び債務整理等でないこと、③「返還誓約書」が提出されていること、が条件となっております。貸与中の保証の変更は、本人が破産及び債務整理等でないことが条

件となっております。

なお、機関保証から人的保証への変更はできません。

第一種奨学金の貸与を受ける者が、定額三〇万円の入学時特別増額貸与（第二種奨学金）を受ける場合には、その増額貸与奨学金の交付が終了すると、その貸与された分につき、「返還誓約書」を提出することになっています。奨学金の採用時には、人的保証を選んだ者が、「返還誓約書」を提出する時には、保証人を選任し難い理由などから機関保証へ変更を希望する者もいます。この現状からみて、奨学金の申込みにあたっては、連帯保証人の他に「返還誓約書」の提出時には保証人が必要であることを、「確認書」提出時に周知する必要があります。

#### (三) 事務処理負担の軽減

学校等の奨学事務において、奨学生が機関保証を選択したときは、「確認書」や「返還誓約書」提出の際、連帯保証人・保証人の印鑑証明書や連帯保証人の収入証明書が不要なため、内容確認やその審査を行う必要がありません。奨学事務処理負担の軽減化が図られています。

表 平成17年度 機関保証加入状況

(単位：人)

| 学種別            | 採用者数    | 機関保証加入者 | 加入率    | 平成16年度加入率 |
|----------------|---------|---------|--------|-----------|
| 通信教育           | 378     | 231     | 61.11% | (50.38%)  |
| 高等専門学校         | 1,600   | 391     | 24.44% | (7.98%)   |
| 短期大学           | 27,575  | 5,165   | 18.73% | (9.22%)   |
| 大学             | 210,998 | 35,931  | 17.03% | (8.85%)   |
| 大学院            | 44,040  | 5,388   | 12.23% | (7.92%)   |
| 専修学校<br>(専門課程) | 58,637  | 12,023  | 20.50% | (10.44%)  |
| 合計             | 343,228 | 59,129  | 17.23% | (9.07%)   |
| うち海外留学         | 301     | 301     |        |           |

※人的保証から機関保証への変更者を除く。(平成18年1月末現在)

#### 四 加入状況

機関保証制度は、平成一六年度に新設されましたが、平成一六年度の加入状況は、九%強の加入実績でした。しかし、本年度の一月末現在では、一七・二三%と加入率は増

加しています(表参照)。なお、本年度においては、この表の機関保証加入者の外数として、人的保証制度から機関保証制度へ変更した者が、八五〇人程います。

#### 五 まとめ

一般の金融機関等の教育ローンは、保証機関の審査を経て、保証の承諾を得られることが融資条件となっています。しかし、機関保証制度は、機構から奨学金を貸与される者であれば全員が機関保証に加入できる制度です。また、保証人を依頼する煩わしさがなく、及び毎月の奨学金から保証料を分割して支払うことができるなど奨学金事業にふさわしい制度となっています。

機関保証制度を定着させていくために、加入者を増やす観点からも、奨学金希望者や父母等に機関保証制度について十分に周知し、理解を求めていくことが重要です。

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。そして、その返還金は、後輩の奨学生の原因となります。したがって、より基本的には、返還の重要性を奨学生に十分理解してもらい、返還意識を高めることが何よりも重要であることは言うまでもありません。